

専有部分の用途、業種の選定に関する内規

大阪駅前第2ビル管理規約（以下「管理規約」という。）第7条に係る専有部分の用途業種の選定基準を次のとおり定める。

（用途、業種の選定、変更）

第1条 管理規約第7条および管理規則第7条別表（その2）第3 通知行為ならびに理事会規則第6条（4）規約の運用に基づき、理事会は、専有部分の用途、業種の選定ならびに変更について大阪駅前第2ビル全体の調和と繁栄を基本に審議し、決定する。

（申請手続）

第2条 専有部分の使用に関する申請手続は次のとおりとする。

- 1 あらかじめ専有部分の用途、業種使用審査申請書（以下「申請書」という。）を理事会に提出すること。
- 2 申請書には、営業（会社）概要を明らかに示す書類を添付すること。

（審査委員の選任）

第3条 前条の申請書について迅速に審議、決定するため申請内容を審査する審査委員を選任する。

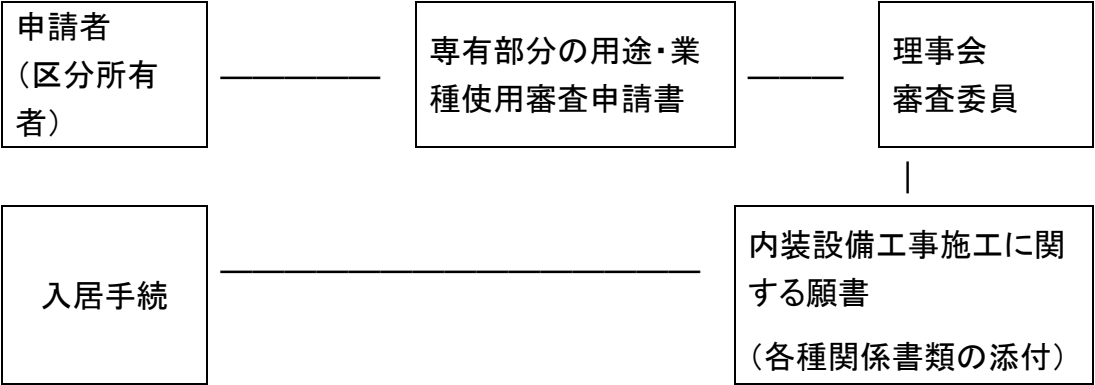
- 2 審査委員は、理事長、副理事長および各部長、副部長をもって選任する。
- 3 審査委員は、調査した結果をすみやかに理事会に報告すること。

（適用除外事項等）

第4条 専有部分の営業に関する用途、業種の適用除外事項等は、管理規則第7条別表その2第1禁止行為（7）のとおりとする。

- 附則
1. 本内規は、平成23年5月10日から施行する。
 2. 本内規は、前項の施行日前に営業している専有部分の使用については適用しないものとする。

申請手続きの流れ



年 月 日

大阪駅前第2ビル管理組合 殿

申 請 者
区分所有者

㊞

専有部分の用途業種使用審査申請（新規・変更）について

管理規約第7条に基づき、下記のとおり専有部分の用途業種使用をいたしたく申請します。

記

1. 場所
2. 営業種目
3. 営業者
4. 営業（会社）概要 別紙添付のとおり
5. 使用内容

以上